

付録 目 次

付録1	消費生活用製品安全法	1
付録2	消費生活用製品安全法施行令	21
付録3	消費生活用製品安全法施行規則	29
付録4	消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令	31
付録5	消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令	32
付録6	経済産業省関係特定保守製品に関する省令	33
付録7	経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令	39

消費生活用製品安全法

(昭和四十八年六月六日法律第三十一号)

最終改正： 令和六年六月二六日法律第六十七号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条）

第二節 事業の届出等（第六条―第十五条）

第三節 検査機関の登録（第十六条―第十九条）

第四節 国内登録検査機関（第二十条―第二十九条）

第五節 外国登録検査機関（第三十条・第三十一条）

第六節 危害防止命令等（第三十二条―第三十二条の三）

第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等（第三十二条の四―第三十二条の十九）

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の二十一―第三十二条の二十二）

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十三・第三十二条の二十四）

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供の責務（第三十三条・第三十四条）

第二節 重大製品事故の報告等（第三十五条―第三十七条）

第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条―第三十九条の二）

第四章 雑則（第四十条―第五十七条）

第五章 罰則（第五十八条―第六十二条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）

により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

7 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

8 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して消費生活用製品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、消費生活用製品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

9 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

10 この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

(基準)

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準（以下「技術基準」という。）を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術基準を定めるものとする。

2 主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準（以下「使用年齢基準」という。）を定めなければならない。

3 主務大臣は、前二項の規定により技術基準又は使用年齢基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（販売の制限）

第四条 特定製品（子供用特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 子供用特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（子供用特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）及び同条第三項の規定により表示が付されているものでなければ、子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

四 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたとき。

（表示の制限）

第五条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の特定製品について第十三条第一項又は第二項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条第一項の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 届出事業者が届出に係る型式の子供用特定製品について第十三条第三項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、子供用特定製品に同項の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

（事業の届出）

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者

（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三 主務省令で定める特定製品の型式の区分

四 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

五 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

（承継）

第七条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出事業者は、第六条第四号の主務省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を主務大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（届出事項に係る情報の公表）

第十条 主務大臣は、第六条の規定による届出又は第八条第一項の規定による届出（第六条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第六条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2 主務大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

（技術基準適合義務等）

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、技術基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて

製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。
- 4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。
- 5 届出事業者は、第六条第五号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特別特定製品
- 二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの
- 2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は主務省令で定める同項第二号の検査設備その他主務省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。
- 3 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る特定製品が特別特定製品である場合には、前項の証明書(第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。)又は第一項ただし書の主務省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

(使用年齢基準適合義務等)

- 第十二条の二** 届出事業者は、その製造又は輸入に係る第十一条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならない。
- 2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならない。

(表示)

第十三条 届出事業者(特定輸入事業者である者を除く。)は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項(特別特定製品の場合にあつては、同項及び第十二条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

- 2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項及び第三項前段(特別特定製品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに第十二条第一項及び第三項前段)の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第十一条第三項後段(特別特定製品の場合にあつては、同項後段及び第十二条第三項後段)の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該特定製品に前項の主務省令で定める方式による表示を付することができる。
- 3 届出事業者は、その届出に係る型式の子供用特定製品の使用年齢基準に対する適合性について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該子供用特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第五号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると認めるとき。
- 二 第六条第五号の措置が第十一条第五項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 三 届出事業者が第十二条の二第一項の規定に違反していると認めるとき。

(表示の禁止)

第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条第一項(当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項)の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式
- 三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第三項前段又は第十二条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式
- 四 国内管理人が第十一条第三項後段又は第十二条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式
- 五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

2 主務大臣は、次に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条第一項(当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項)の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 国内管理人が第十一条第四項の主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。
- 三 届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
- 3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者（子供用特定製品に係るものに限る。以下この項において同じ。）に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の子供用特定製品に第十三条第三項の規定により表示を付することを禁止することができる。
- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が使用年齢基準に適合していない場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該使用年齢基準に適合していない子供用特定製品の属する届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、第十二条の二第二項の規定に違反したとき 当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式
- 三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、前条第三号の場合における同条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式

第三節 検査機関の登録

(登録)

- 第十六条** 第十二条第一項の登録は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特別特定製品の区分（以下単に「特別特定製品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。
- 2 主務大臣（第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十三第二項、第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(欠格条項)

- 第十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

- 第十八条** 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。
- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

- 二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十四条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 2 第十二条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が適合性検査を行う特別特定製品の区分
- 四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

- 第十九条** 第十二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第四節 国内登録検査機関

(適合性検査の義務)

- 第二十条** 第十二条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。
- 2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

- 第二十一条** 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第二十二条** 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

(業務の休廃止の届出)

- 第二十三条** 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めると

ころにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十一条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十四第二項において同じ。))であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十五条 主務大臣は、国内登録検査機関が第十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 国内登録検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

第二十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 主務大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 主務大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第三十条 第十二条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第二十条第二項、第二十一条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十五条及び第二十六条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二十八条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条第二項において準用する第二十五条又は第二十六条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。
- 六 主務大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 主務大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十一条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- 九 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

- 3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定により機構に検査を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 5 機構は、前項の指示に従って第三項に規定する検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第六節 危害防止命令等

(危害防止命令)

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同条第二項）の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないもの（子供用特定製品の場合にあつては、技術基準又は使用年齢基準に適合しないもの）を製造し、輸入し、又は販売したこと（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、若しくは輸入した場合又は第四条第三項第四号の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

(取引デジタルプラットフォーム提供者の責務)

第三十二条の二 取引デジタルプラットフォーム提供者は、特定製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

(危害防止要請)

第三十二条の三 主務大臣は、第三十二条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該特定製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。
- 3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

(事業の届出)

第三十二条の四 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主務省令で定める特定保守製品の区分及び主務省令で定める特定保守製品の型式の区分
- 三 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定保守製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 2 第七条、第八条第一項及び第九条の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。

(点検期間等の設定)

第三十二条の五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、次の事項を定めなければならない。ただし、輸出用の特定保守製品については、この限りでない。

- 一 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（次号及び次条において「設計標準使用期間」という。）
- 二 設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検（以下この節において単に「点検」という。）を行うべき期間（以下「点検期間」という。）

(製品への表示等)

第三十二条の六 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。

- 一 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 製造年月
- 三 設計標準使用期間
- 四 点検期間の始期及び終期
- 五 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
- 六 特定保守製品を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項
- 2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 一 設計標準使用期間の算定の根拠
- 二 点検を行う事業所の配置その他の特定保守製品の点検を実施する体制の整備に関する事項
- 三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間
- 四 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項
- 3 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者（所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項（以下「所有者情報」という。）を当該特定製造事業者等に提供するための書面（以下「所有者票」という。）を添付しなければならない。

- 4 所有者票には、第三十二条の十一第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。
- 5 前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出用の特定保守製品を販売する場合には、適用しない。

(引渡時の説明等)

第三十二条の七 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の十第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨がある旨
 - 二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十四第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨
 - 三 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項
- 2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たっては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

(勧告及び公表)

第三十二条の八 主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(関連事業者の責務)

第三十二条の九 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の七第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

(所有者情報の提供)

第三十二条の十 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

- 2 前項の所有者情報に変更が生じたときも、同項と同様とする。
- 3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

(所有者情報の利用目的等の公表)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品（その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割（その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十三第二項において同じ。）があつた場合における相続人（相続人

が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人（次項において「承継人」という。）であるときは、その事業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。）に係る所有者情報を取得するに当たっては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 一 所有者情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）
 - 二 所有者情報の提供を受けるための連絡先
- 2 特定製造事業者等が承継人である場合であつてその事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて所有者情報を取得したときは、当該特定製造事業者等は、速やかに、利用目的を公表しなければならない。
- 3 特定製造事業者等は、前二項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。

(利用目的の制限)

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、第三十二条の十四第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十七の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない

(所有者名簿等)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の十第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿（以下「所有者名簿」という。）を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 特定製造事業者等は、第三十二条の十第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿（その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。）における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。
- 3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報が記載され、又は記録された者（以下この項及び次条において「名簿記載者」という。）に係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。

(点検その他の保守に関する事項の通知)

第三十二条の十四 特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由がある場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項（第四項において「点検通知事項」という。）の通知を発しなければならない。

- 2 特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該特定製造事業者等は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に関し、名簿記載者に対して、点検通知事項のほか、特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならない。

(所有者情報の管理)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、第三十二条の十一第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定保守製品の所有者等の責務)

第三十二条の十六 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

2 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

(点検実施義務)

第三十二条の十七 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の四第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

(改善命令)

第三十二条の十八 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の五、第三十二条の六第一項から第四項まで、第三十二条の十一から第三十二条の十三まで、第三十二条の十四第一項、第三十二条の十五又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣による公表)

第三十二条の十九 主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

(特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の経年劣化による危害の発生を防止するための点検（以下この節において単に「点検」という。）その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、主務省令で、次の事項に関し、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 点検を行う事業所の配置、点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項
 - 二 特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項
 - 三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項
 - 四 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項
 - 五 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備)

第三十二条の二十一 特定製造事業者等は、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十二条の二十二 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の二十第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

(主務大臣による情報の収集等)

第三十二条の二十三 主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（以下この節において「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

(事業者の責務)

第三十二条の二十四 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）の事

業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供の責務

(内閣総理大臣及び主務大臣の責務)

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。第四項において同じ。）の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者が前項の規定により行おうとする情報の収集及び提供に協力するよう努めなければならない。

3 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

4 取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

第二節 重大製品事故の報告等

(内閣総理大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、内閣府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告の内容について、主務大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、直ちに、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣による公表)

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合

を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表につき、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。この場合において、主務大臣は、機構に対して、当該調査の実施に必要な範囲内において、当該調査に必要な情報を提供することができる。

(体制整備命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令をすることを要請することができる。

第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者又は取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（取引デジタルプラットフォーム提供者にあつては、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者又は取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（取引デジタルプラットフォーム提供者にあつては、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けとる措置に協力しなければならない。

(危害防止命令)

第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業

を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(危険防止要請)

第三十九条の二 主務大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者によつて当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者による当該消費生活用製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 第三十二条の第三第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項に関し報告をさせることができる。

一 消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（届出事業者を除く。）又は特定保守製品取引事業者 その業務の状況

二 届出事業者 その業務又は経理の状況

三 国内管理人 その業務の状況及び当該国内管理人に係る届出事業者の業務又は経理の状況

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入

り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8 主務大臣は、第五項又は前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

9 機構は、前項の指示に従つて第五項又は第七項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

10 主務大臣は、第七項の規定により機構に立入検査を行つた場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

11 第五項又は第七項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消費生活用製品の提出)

第四十二条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせ、又は同条第五項若しくは第七項の規定により機構に立入検査を行つた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3 国（前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市）は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

4 前項の規定により補償すべき損失は、第一項又は第二項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第四十三条 主務大臣は、第三十一条第三項に規定する検査又は第四十一条第五項若しくは第七項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(承認の条件)

第四十四条 第四条第三項第二号若しくは第四号又は第十一条第一項第二号の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十五条 第二十九条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、主務大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

(公示)

第四十六条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条第一項の登録をしたとき。
- 二 第十五条の規定により表示を付することを禁止したとき。
- 三 第二十一条（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十三条（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 五 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。
- 六 第二十九条第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- 七 第二十九条第二項の規定により主務大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行かせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。
- 八 第三十一条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表)

第四十六条の二 主務大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

(消費経済審議会への諮問等)

第四十七条 主務大臣は、第二条第二項から第五項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第三十九条第一項の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報告しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第四十八条 第二十七条又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴

聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(機構の処分等に係る審査請求)

第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後に行なければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第五十一条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特別特定製品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、主務大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十六条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあるのは「第三十条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十六条」とあるのは「第三十条第二項において準用する第二十六条」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、前章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関する事項については内閣総理大臣に、その他の事項については主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による技術基準及び同条第二項の規定による使用年齢基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第四条第三項（第三号を除く。）の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録、同章第六節の規定による危害防止命令等、第三十三条の規定による情報の収集、前章第二節の規定による重大製品事故の報告等、同章第三節の規定による危害の発生及び拡大を防止するための措置並びに第五十一条第一項の申請の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査、第四十六条の二の規定による公表並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号から第五号までに定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号から第五号までに定める主務大臣の発する命令とする。

(都道府県又は市が処理する事務)

第五十五条 次条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第五十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(主務大臣の指示)

第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長に対し、第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務

のうち政令で定めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

第五章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 二 第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。
- 三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
- 四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第三十二条の十八、第三十二条の二十二第三項又は第三十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。
- 三 第十一条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。
- 四 第十一条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。
- 五 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。
- 六 第十二条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。
- 七 第十二条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。
- 八 第十二条の二第二項の規定に違反して、同項に規定する文言を表示しなかつたとき。
- 九 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 十 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 十一 第三十二条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 十二 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十三 第四十一条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 十四 第四十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十八条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十八条第一号、第三号若しくは第五号又は前条 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項、第八条第一項若しくは第九条（これらの規定を第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第六十二条 第四十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第八十九条第一項、第九十五条第一項第二号、附則第七条及び附則第十条の規定 公布の日
- 二 第三章、第八十八条第二項、第百条から第百三条まで、次条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第九条の規定 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

附 則 （昭和五八年五月二五日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、肥料取締法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四十号）附則第一条の政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五八年一月一〇日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二條、第三十六條、第三十七條又は第三十九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和六〇年一月二四日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。附則第三条において同じ。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定（電波法第三十七條の改正規定を除く。）及び第二十六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第十条の規定の施行前に、同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定の立案をしようとするときは、第十条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第八十九条第一項の規定の例による。

附 則 （昭和六一年五月二〇日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条第一項、第二項及び第九項並びに附則第三条第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五条第一項、第二項及び第五項の規定 公布の日

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 製品安全協会（以下この条において「協会」という。）は。この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

3 協会は、第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第三十九条第一項又は第三項の規定により政府が協会に出資した額に相当する金額を、施行日において、国庫に納付しなければならない。

4 政府以外の出資者は、協会に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

5 協会は、前項の規定による請求があつたときは、第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下この条において「新法」という。）第四十条第一項の規定にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

6 協会は、第三項の規定により国庫に納付した金額及び前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

7 この法律の施行前に政府以外の者が協会に対してした出資は、新法第六十八条第一項の基金に充てるべきものとしてした出資とみなす。ただし、あらかじめ、異議を述べた出資者の出資については、この限りでない。

8 この法律の施行の際限に協会の会長、理事又は監事である者は、それぞれの際新法第五十六条第一項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなす。

9 協会は、第一項の規定による定款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年一月一日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成八年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中訪問販売等に関する法律第十九条及び第二十一条第四号の改正規定、第二条の規定、附則第三条中割賦販売法第三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十一月二日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるもの

を除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年八月六日法律第一二一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第八条、第二十三条、第五十一条及び第六十六条の規定公布の日
- 二 附則第二条、第十四条、第二十七条、第三十九条、第四十四条及び第五十二条の規定 平成十二年四月一日
- 三 第一条及び第二条の規定、第四条中高圧ガス保安法第五十九条の九第六号、第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三十の改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第三条から第七条まで、第九条から第十三条まで、第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第三十条、第五十三条から第六十五條まで、第六十七条及び第七十八條の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第七十二号及び第五条第一項の改正規定を除く。） 平成十二年十月一日

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消費生活用製品安全法」という。）第十二条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新消費生活用製品安全法第二十二條第一項（新消費生活用製品安全法第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（以下「旧消費生活用製品安全法」という。）第四条第一項第一号の指定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二條第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新消費生活用製品安全法第十二條第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の六の規定によりした届出は新消費生活用製品安全法第二十一條の規定によりした届出と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の七第一項の規定による認可を受け又はその申請をしている業務規程は新消費生活用製品安全法第二十二條第一項の規定により届け出た業務規程と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の八の規定による許可を受け又はその申請をしている業務の休廃止は新消費生活用製品安全法第二十三條の規定により届け出た業務の休廃止と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の十三の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十四條の規定によりした命令と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の十四の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十六條の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四条 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第六条の検定の申請であって、第一条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていないもの又は同条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十三條第一項若しくは第三十二條の四第一項の型式の承認の申請であって、第一条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四條の二第一項（旧消費生活用製品安全法第三十二條の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の試験の申請であって、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四條の二第一項の試験について合格とされた者が第一条の規定

の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第二十三條第一項若しくは第三十二條の四第一項の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であって当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第二十三條第一項若しくは第三十二條の四第一項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第五条 第一条の規定の施行の際現に旧消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であって新消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であるもの（以下「移行特定製品」という。）に付されている旧消費生活用製品安全法第七条若しくは第二十七條又は第三十二條の十の規定による表示は、第一条の規定の施行の日から起算して移行特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十三條の規定により付された表示とみなす。

2 附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧消費生活用製品安全法第三十二條の四第二項において準用する旧消費生活用製品安全法第二十七條の規定による表示を付された旧消費生活用製品安全法第二条第三項の第一種特定製品であって新消費生活用製品安全法第二条第三項の特別特定製品であるもの（以下「移行特別特定製品」という。）については、第一条の規定の施行の日から起算して移行特別特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第二十三條第一項の承認を受け若しくはその申請をしている者（附則第四条第三項の承認の申請（旧消費生活用製品安全法第三十二條の四第一項の型式の承認の申請を除く。）をしている者を含む。）又は移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第三十二條の六第一項の規定による届出をしている者は、当該承認若しくは申請又は届出に係る型式の移行特定製品について新消費生活用製品安全法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 第一条の規定の施行の際現に移行特別特定製品について旧消費生活用製品安全法第二十三條第一項の型式の承認を受けている者（附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請（旧消費生活用製品安全法第三十二條の四第一項の型式の承認の申請を除く。）について承認を受けた者を含む。）は、その承認に係る型式の移行特別特定製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消費生活用製品安全法第二十五條第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二條第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に受けている旧消費生活用製品安全法第三十二條の四第一項の規定による型式の承認（附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認（旧消費生活用製品安全法第三十二條の二の外国登録製造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係る移行特別特定製品の販売又は表示については、第一条の規定の施行の日から起算して当該移行特別特定製品に係る附則第五条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧消費生活用製品安全法第三十二條の四第二項において準用する旧消費生活用製品安全法第二十五條第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 主務大臣は、第一条の規定の施行前においても新消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定のために消費経済審議会に諮問することができる。

第九条 旧消費生活用製品安全法の規定に基づき製品安全協会が行う検定等の事務又は指定検定機関の行う検定に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（財団法人への組織変更等）

第十条 製品安全協会については、旧消費生活用製品安全法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時（附則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあっては、その組織の変更の時）までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費生活用製品安全法の規定中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」とする。

第十一条 製品安全協会の出資者は、製品安全協会に対し、第一条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 製品安全協会は、前項の規定による請求があったときは、附則第十条の規定によりなお効力を有することとされている旧消費生活用製品安全法第四十条第一項の規定にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

3 製品安全協会は、前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第十二条 製品安全協会は、前条第一項に規定する期間の経過した日の翌日から平成十三年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下単に「財団法人」という。）になることができる。

2 前項の規定により製品安全協会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による組織変更は、前項の認可があったときにその効力を生ずる。

4 製品安全協会の組織変更の場合において資本金（前条第三項の規定により資本金を減少したときは、その減少後のもの）は、第二項の認可があった時において、第一項の規定による組織変更後の財団法人に対する出金となったものとする。

5 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

6 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う製品安全協会の登記について必要な事項は、政令で定める。

第十三条 平成十三年三月三十一日の経過する時に現に存する製品安全協会は、その時に解散する。

2 製品安全協会が解散したときは、理事長が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 清算人は、就職の後遅滞なく、製品安全協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを経済産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。

4 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを経済産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。

5 製品安全協会の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百五十五条ノ二十五第二項及び第三

項、第三百三十六條、第三百七十七條並びに第三百八十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号）附則第十三条第二項」と読み替えるものとする。

6 旧消費生活用製品安全法第八十条第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。
（処分等の効力）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前）にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十一年一月二二日法律第二〇四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成十二年五月三十一日法律第九一号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）附則第八条の規定の施行の日前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六一

項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

（処分等の効力）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一五年六月一日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の規定 公布の日

二 附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定 平成十五年十月一日

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消費生活用製品安全法」という。）第十二条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新消費生活用製品安全法第二十二條第一項（新消費生活用製品安全法第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（以下「旧消費生活用製品安全法」という。）第十二条第一項の認定又は承認を受けている者は、新消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧消費生活用製品安全法第十二条第一項の認定又は承認の有効期間の残存期間とする。

（処分等の効力）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年一月二六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一九年一月二一日法律第一一七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九

条の改正規定を除く。）、第二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四十条及び第九十条の二の改正規定に限る。）、第四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第五十七条、第五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九条、第七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第七十四条、第七十八条、第八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五條から第一百七條まで、第一百二條、第一百七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年一月四日法律第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとしなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月一三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月一三日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年六月二六日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第百条第六号の改正規定（「第四十一条第一項」を「第四十一条」に改める部分に限る。）及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下この条において「新消安法」という。）第十条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる新消安法第六条の規定による届出及び当該届出に係る新消安法第八条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（以下この項において「旧消安法」という。）第六条の規定による届出及び当該届出に係る旧消安法第八条又は新消安法第八条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。

2 新消安法第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる新消安法第六条の規定による届出に係る新消安法第九条の規定による届出について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶

二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十八条第二項に規定する洗浄剤

三 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等

四 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両

六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器

七 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）第二条第二項に規定する猟銃等

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制して

おり、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について
危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

消費生活用製品安全法施行令

(昭和四十九年三月五日政令第四十八号)

最終改正：令和六年一月一日政令第三百七十四号

内閣は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二条第二項、第三条、第二十五条第一項、第六十四条第三項、第八十二条、第八十三条、第九十四条、第九十五条第一項第三号及び第二項、第九十六条並びに別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定製品)

第一条 消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第二条第二項の特定製品は、別表第一に掲げるとおりとする。

(特別特定製品)

第二条 法第二条第三項の特別特定製品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(子供用特定製品)

第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とする。

(特定保守製品)

第四条 法第二条第四項の特定保守製品は、別表第三に掲げるとおりとする。

(製品事故から除かれる事故)

第五条 法第二条第六項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

(重大製品事故の要件)

第六条 法第二条第七項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。

イ 死亡

ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める身体の障害が存するもの

ハ 一酸化炭素による中毒

二 火災が発生したこと。

(取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法)

第七条 法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 競り

二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の消費生活用製品の販売価格を設定し、当該消費生活用製品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者を当該契約の相手方と決定する方法

(規格又は基準を定めることができる他の法律)

第八条 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第一第一号及び第十三号に掲げる特定製品 食品衛生法及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 別表第一第六号及び第九号に掲げる特定製品 電気用品安全法

(証明書の保存に係る経過期間)

第九条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検査機関の登録の有効期間)

第十条 法第十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第十一条 法第三十一条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

(重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律)

第十二条 法第三十五条第四項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）とする。

(回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定)

第十三条 法第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。

一 食品衛生法第五十九条

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百五十七条

三 電気用品安全法第四十二条の五

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第六十五条

五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各項

(報告の徴収)

第十四条 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定製品及び特定保守製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

2 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品（特定保守製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者（届出事業者を除く。）に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

3 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定保守製品の製造

又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定保守製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、設計標準使用期間又は点検期間の設定に関する事項、製品への表示若しくは製品に添付すべき書面又は所有者票に関する事項、所有者情報の管理に関する事項、点検通知事項の通知に関する事項、点検の実施に関する事項、点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項、主たる販売先並びに当該特定保守製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定保守製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

- 4 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定保守製品を除く。以下この項において同じ。）の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関する事項とする。
- 5 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定保守製品取引事業者に対し報告をさせることができる事項は、その取引に係る特定保守製品の種類、数量、保管又は取引の場所、取引先に関する事項、引渡時の説明に関する事項その他当該特定保守製品の取引の業務に関する事項とする。
- 6 法第四十条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項（法第六条第五号の措置に関する事項を含み、特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。
- 7 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る特定製品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項（法第六条第五号の措置に関する事項を含む。）とする。
- 8 法第四十条第三項の規定により内閣総理大臣が消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

（主務大臣及び主務省令）

- 第十五条** 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。
- 2 法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該特定保守

製品取引事業者が行う事業を所管する大臣とする。

- 3 法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、通知の受領、協議、調査、要請及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。
- 4 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査、法第四十六条の二の規定による公表及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項についての主務大臣は、次のとおりとする。
 - 一 当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者については、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣
 - 二 当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る特定保守製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事業者の事業を所管する大臣
- 5 法第四十条第二項の規定による報告の徴収及び法第四十一条第二項の規定による立入検査に関する事項についての主務大臣は、経済産業大臣とする。
- 6 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 7 法第四十六条の二の規定による主務省令は、第四項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（都道府県又は市が処理する事務）

- 第十六条** 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
- 一 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）
 - 二 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事
 - 2 前項の規定により立入検査等事務を行った都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ

れ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十七条 法第五十六条第一項の政令で定める権限は、法第四十一条第六項の規定による要請をする権限とする。

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十八条 法第五十七条の政令で定める事務は、第十六条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務(特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)とする。

(権限の委任)

第十九条 法第四条第三項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 法第四条第三項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

3 法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分(法第六条に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項から第七項までにおいて同じ。)に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

5 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

6 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者に限る。)に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

8 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地)を管轄する経済産業局長

が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

9 法第三十二条の四の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

10 法第三十二条の十八及び第三十二条の二十二の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

11 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者を除く。)に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

12 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(消費生活用製品から除かれる製品)

第二十条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この政令の施行前に一般消費者に販売された別表第一の上欄に掲げる消費生活用製品及び前項に規定する特定製品については、法第八十二条中「特定製品」とあるのは「第四条ただし書の規定の適用を受けて販売された特定製品」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則 (昭和四十九年九月二六日政令第三三五号)

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月五日政令第一七六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法施行令(以下「新令」という。)別表第一の六の項から九の項までの上欄に掲げる特定製品(以下「追加特定製品」という。)の製品、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年三月間は、消費生活用製品安全法(以下「法」という。)第四条の規定にかかわらず、法第六条又は第二十七条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

3 この政令の施行の日から一年三月間に追加特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が法第六条又は第二十七条の表示が付されていない追加特定製品を販売した場合(法第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る追加特定製品を販売した場合を除く。)における当該追加特定製品については、法第三十五条の規定に適用せず、法第八十二条中「特定製品」とあるのは、「第四条ただし書の規定の適用を受けて販売された特定製

品」とする。

- 4 この政令の施行前に一般消費者に販売された新令別表第一の六の項から九の項までの上欄に掲げる消費生活用製品についての法第八十二条の規定の適用については、同条中「消費生活用製品（特定製品を除く。）」とあるのは、「消費生活用製品」とする。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一月六日政令第二号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一七一号）

この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一月一〇日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日政令第一九〇号）

- 1 この政令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月二六日政令第二六三号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 第二条** この政令の施行前に第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一の一の項から三の項まで及び五の項の上欄に掲げる特定製品に付された消費生活用製品安全法第七条及び第二十七条（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の表示は、この政令の施行の日から三年間は、同法第三十二条の十の表示とみなす。
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年四月三日政令第九六号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成八年五月一日から施行する。

附 則（平成八年四月三日政令第九八号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成八年五月一日から施行する。

附 則（平成九年一月二一日政令第三三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二三日政令第三八五号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二九日政令第一三六号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

（整理合理化法附則第五条第一項の政令で定める期間）

- 第二条** 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（以下「整理合理化法」という。）附則第五条第一項の政令で定める期間は、附則別表第一の上欄に掲げる移行特定製品（同項に規定する移行特定製品をいう。）について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第五条第二項の政令で定める期間）

- 第三条** 整理合理化法附則第五条第二項の政令で定める期間は、附則別表第二の上欄に掲げる移行特別特定製品（同項に規定する移行特別特定製品をいう。）について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第十八条第一項の政令で定める期間）

- 第四条** 整理合理化法附則第十八条第一項の政令で定める期間は、附則別表第三の上欄に掲げる移行液化石油ガス器具等（整理合理化法附則第十六条に規定する移行液化石油ガス器具等をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第十八条第二項の政令で定める期間）

- 第五条** 整理合理化法附則第十八条第二項の政令で定める期間は、附則別表第四の上欄に掲げる移行特定液化石油ガス器具等（同項に規定する移行特定液化石油ガス器具等をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第十九条の政令で定める期間）

- 第六条** 整理合理化法附則第十九条の政令で定める期間は、附則別表第五の上欄に掲げる移行第二種液化石油ガス器具等（同条に規定する移行第二種液化石油ガス器具等をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第六十一条第一項の政令で定める期間）

- 第七条** 整理合理化法附則第六十一条第一項の政令で定める期間は、附則別表第六の上欄に掲げる移行ガス用品（整理合理化法附則第五十九条に規定する移行ガス用品をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第六十一条第二項の政令で定める期間）

- 第八条** 整理合理化法附則第六十一条第二項の政令で定める期間は、附則別表第七の上欄に掲げる移行特定ガス用品（同項に規定する移行特定ガス用品をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法附則第六十二条の政令で定める期間）

- 第九条** 整理合理化法附則第六十二条の政令で定める期間は、附則別表第八の上欄に掲げる移行第二種ガス用品（同条に規定する移行第二種ガス用品をいう。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（整理合理化法の施行に伴う経過措置）

- 第十条** 次項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、整理合理化法第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（以下この条において「旧消費生活用製品安全法」という。）第三十二条の四第二項において準用する旧消費生活用製品安全法第二十七条の規定による表示を付された第三条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一第二号に掲げる第一種特定製品については、整理合理化法第一条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（次項において「新消費生活用製品安全法」という。）第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 整理合理化法第一条の規定の施行の際現に受けている旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の規定による型式の承認（整理合理化法附則第四条第一項又は第三項の規定によりなお従

前の例によることとされて受けた型式の承認（旧消費生活用製品安全法第三十二条の二の外国登録製造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係る第三条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一第二号に掲げる第一種特定製品の販売又は表示については、整理合理化法第一条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日又は当該承認の日から起算して十年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 次項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、整理合理化法第十一条の規定による改正前のガス事業法（以下この条において「旧ガス事業法」という。）第三十九条の十四第七項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十二の規定による表示を付された第一条の規定による改正前のガス事業法施行令別表第二に規定する第一種ガス用品であって同条の規定による改正後のガス事業法施行令別表第二の上欄に規定されていないもの（次項において「移行第一種ガス用品」という。）については、整理合理化法第十一条の規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後のガス事業法（次項において「新ガス事業法」という。）第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 整理合理化法第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認（整理合理化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係る移行第一種ガス用品の販売又は表示については、整理合理化法第十一条の規定の施行の日から起算して五年を経過する日又は当該承認の日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この政令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三号） 抄

（施行期日）

1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月二日政令第四三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第一条（第一号に係る部分に限る。）から第三条まで、第五条、第十条中消費生活用製品安全法施行令第三条の改正規定及び第十二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月三十一日政令第一四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第五号に掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）

の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一月間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

附 則（平成一五年五月一六日政令第二二五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年八月一日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第六号に掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から三月間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2 追加特定製品に係る法第十二条第一項の認定又は承認を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。法第二十二条第一項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

附 則（平成一五年一月一〇日政令第五〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

附 則（平成一五年一月一七日政令第五二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成一九年二月二八日政令第三七号）

この政令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日政令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（特定製品に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第七号から第九号までに掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から二年間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

（特定保守製品に関する経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第三に掲げる特定保守製品の製造又は輸入の事業を行っている者に関する法第三十二条の二の適用については、同条第一項中「事業開始の日」とあるのは、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律百十七号）の施行の日」と

する。

- 2 法第三十二条の二から第三十二条の十七までの規定は、これらの規定の施行前に製造され、又は輸入された前項の特定保守製品については、適用しない。

附 則（平成二一年八月一四日政令第二一七号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年一月一〇日政令第二二三号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 第二条** この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第十号に掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から九月間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。
- 2 追加特定製品に係る法第十二条第一項の登録を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。法第二十二条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

附 則（平成二四年三月三〇日政令第九六号）抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
（消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第六条** 施行日前に消費生活用製品安全法第四十条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為で、施行日以後これらの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為とみなす。

附 則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄

（施行期日）

- 第一条** この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一〇月九日政令第一二三号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。
（食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条** この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（以下この条において「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（次項において「旧施行令」という。）第三十五条各号の営業（第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号

の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、当該許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

- 2 この政令の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条第二十三号及び第二十四号の営業を同一の施設において行っている者又は同条第二十五号及び第二十六号の営業を同一の施設において行っている者は、前項の規定にかかわらず、当該者が行っている当該それぞれの営業の許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間は、なお従前の例により当該それぞれの営業を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。
附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則（令和二年一月三十一日政令第二一号）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年七月二七日政令第二一四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年八月一日から施行する。
（点検等に関する経過措置）

第二条 この政令による改正前の別表第三に掲げる製品のうちこの政令による改正後の別表第三に掲げられていないもの（次条において「除外対象製品」という。）であってこの政令の公布の日前に消費生活用製品安全法第三十二条の三第二号に規定する点検期間（以下「点検期間」という。）の始期が到来しているもの及び同日から起算して一年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（この政令の施行前に同法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）並びに当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ同法第二条第四項に規定する特定保守製品（次条において「特定保守製品」という。）及び同法第三十二条の二第一項に規定する特定製造事業者等とみなして、同条第二項において準用する同法第七条から第九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第三十二条の九から第三十二条の十三まで及び第三十二条の十五の規定並びに同法第三十二条の十六（同法第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三及び第三十二条の十五に係る部分に限る。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（製品の所有者への周知）

第三条 この政令の施行前に除外対象製品の製造又は輸入をその事業として行った者（当該事業の全部の譲渡しがあり、又は当該者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継するものに限る。以下この条において同じ。）があったときは、当該事業

の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人）は、その製造又は輸入に係る除外対象製品（前条に規定するもの並びにこの政令の施行前に消費生活用製品安全法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）の所有者（当該事業者が当該除外対象製品に係る同法第三十二条の四第三項に規定する所有者情報を保有するものに限る。）に対して、当該除外対象製品が特定保守製品から除外されたことについて周知をしなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年五月一九日政令第一八三号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表第一第十一号又は第十二号に掲げる特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から六月間は、消費生活用製品安全法第四条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条の規定による表示が付されていない当該特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

附 則 （令和六年一二月一三日政令第三七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。ただし、次条第三項の規定は、令和七年九月二十五日から施行する。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。第四項において「旧消安法」という。）第十三条の規定による表示を付された第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一第三号に掲げる特定製品であって同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法施行令（次項及び第三項において「新消安法施行令」という。）第三条に規定する子供用特定製品であるものについては、この政令の施行の日（第三項において「施行日」という。）から一年三月間は、改正法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（次項及び第三項において「新消安法」という。）第四条第二項の規定にかかわらず、これを販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2 新消安法第四条第二項の規定は、この政令の施行前に製造され、又は輸入された新消安法施行令第三条に規定する子供用特定製品のうち新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品であるものについては、適用しない。

3 新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品の製造又は輸入の事業を行おうとする者は、施行日前においても、新消安法第六条の規定の例により主務大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。

4 改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令第十七条第三項及び第四項（旧消安法第十条に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の権限の委任について

は、なお従前の例による。

別表第一（第一条、第三条、第八条関係）

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。）
- 二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）
- 七 石油給湯機（灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。以下同じ。）
- 八 石油ふろがま（灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。以下同じ。）
- 九 石油ストーブ（灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。）
- 十 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）
- 十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
- 十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
- 十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

別表第二（第二条、第九条関係）

一 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）	十年
二 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）	三年
三 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）	三年
四 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）	三年

別表第三（第四条関係）

- 一 石油給湯機
- 二 石油ふろがま

別表第四（第二十条関係）

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件
二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	道路運送車両法第四十一条第一項各号に掲げる自動車の装置及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置

消費生活用製品安全法施行規則

(昭和四十九年三月五日農林省・通商産業省令第一号)

最終改正：令和六年一月二七日内閣府・農林水産省・経済産業省令第一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）に基づき、並びに同法を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則を次のように制定する。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(立入検査の証明書)

第二条 法第四十一条第一項の規定により、職員が立入検査をする場合における同条第四項の証明書は、様式によるものとする。

(氏名等の公表方法)

第二条の二 主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の供与)

第二条の三 主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るとまがないとき。
- 二 法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

(意見の聴取)

第三条 法第五十条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審判員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

- 2 議長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に対し意見聴取会に出席を求めることができる。
- 4 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、その事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 議長は、前項の規定により届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

- 6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人又はこれらの代理人、第三項の規定により意見聴取会に出席を求められた者及び第五項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。
- 7 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
- 9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これら者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第三項の規定により意見聴取会に出席を求められた者及び第五項の規定による指定を受けた者に通知しなければならない。

(条例等に係る適用除外)

第四条 第二条（都道府県知事又は市長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市の条例、規則その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月三〇日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一月一〇日農林水産省・通商産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日農林水産省・通商産業省令第一号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二八日農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成八年四月一日農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日農林水産省・通商産業省

令第三号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一二年三月三十一日農林水産省・通商産業省
令第五号) 抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則 (平成一二年九月二六日農林水産省・通商産業省
令第八号)**

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則 (平成一六年二月二七日農林水産省・経済産業省
令第一号)**

(施行期日)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月五日農林水産省・経済産業省令
第一号)**

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年五月十四日)から施行する。

**附 則 (平成二〇年七月二三日農林水産省・経済産業省
令第五号)**

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

**附 則 (平成二一年八月二八日内閣府・農林水産省・経
済産業省令第一号)**

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

**附 則 (平成二四年三月三〇日内閣府・農林水産省・経
済産業省令第一号)**

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三〇日内閣府・農林水産省・経
済産業省令第一号)**

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則 (令和元年七月一日内閣府・農林水産省・経済産
業省令第二号)**

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則 (令和六年一二月二七日内閣府・農林水産省・経
済産業省令第一号)**

この命令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十二月二十五日)から施行する。

様式

(略)

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令

(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十七号)

最終改正：令和七年二月一七日内閣府令第一二号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十五条第二項及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）第五条第一号ロの規定に基づき、並びに消費生活用製品安全法を実施するため、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令を次のように定める。

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(身体の障害)

第二条 令第六条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる視覚障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両眼の視力（万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - ロ 嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 五 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
 - ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
 - ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
 - ニ イからハマでに掲げるもののほか、その程度がイからハマでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(報告の期限及び様式)

第三条 法第三十五条第一項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から起算して十日以内に、様式第一に

よる報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、日本語で記載するものとする。

(立入検査の証明書)

第四条 法第四十一条第三項の規定により、職員が立入検査をする場合における同条第四項の証明書は、様式第二によるものとする。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

様式第一 （第三条関係） （略）

様式第二 （第四条関係） （略）

附 則（令和元年六月二十八日内閣府令第十七号）

(施行期日)

第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和七年二月一七日内閣府令第一二号）

この府令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令

(平成十二年三月二十四日通商産業省令第三十八号)

最終改正：令和七年一月三十一日経済産業省令第六号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行令第十二条第二項に基づく都道府県知事の報告に関する省令を次のように制定する。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第二条 都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第三条 都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合であって、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二又は様式第四による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十六条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合であって、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二又は様式第四による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十六条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月五日通商産業省令第三七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一二月一八日通商産業省令第三八七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日経済産業省令第二五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月五日経済産業省令第三七号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則（平成二一年一月一六日経済産業省令第一号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第十七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和七年一月三十一日経済産業省令第六号）抄

(施行期日)

1 この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

様式第 1 (第 3 条関係) (略)

様式第 2 (第 3 条関係) (略)

様式第 3 (第 3 条関係) (略)

様式第 4 (第 3 条関係) (略)

経済産業省関係特定保守製品に関する省令

(平成二十年三月二十八日経済産業省令第二十六号)

最終改正：令和三年七月二十七日経済産業省令第六十二号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係特定保守製品に関する省令を次のように制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 事業の届出等（第三条・第四条）

第三章 点検その他の保守に関する情報の提供（第五条―第九条）

第四章 点検通知及び点検の実施（第十条―第十二条）

第五章 点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項（第十三条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用)

第二条 この省令は、特定保守製品のうち令別表第三に掲げるものについて適用する。

第二章 事業の届出等

(事業の届出等)

第三条 法第三十二条の四第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

2 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けて、特定製造事業者等の地位を承継した者にあつては、様式第三による書面

二 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第四による書面及び戸籍謄本

三 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本

四 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により合併によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十二条の四第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によって特定製造事業者等の地位を承継した法人にあつては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証明書

4 法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

5 法第三十二条の四第二項において準用する法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、特定製造事業者等が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

6 法第三十二条の四第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(特定保守製品の区分及び型式の区分)

第四条 法第三十二条の四第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の区分は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十二条の四第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、別表第二の特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

3 別表第二の型式の区分の欄において一の要素について要素による区分として掲げる区分が二以上ある特定保守製品については、前項の規定にかかわらず、それぞれの区分ごとに同項の規定を適用した場合において同項の規定により型式の区分とされるものをすべての区分について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

第三章 点検その他の保守に関する情報の提供

(設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準)

第五条 法第三十二条の五の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 設計標準使用期間 製造年月を始期とし、温度、湿度その他の使用環境、電源電圧、運転負荷、運転時間その他の使用条件及び運転回数その他の使用頻度につき標準的な数値を基礎として、加速試験、耐久試験その他の科学的試験を行った結果算出された数値（以下この項において「試験結果数値」という。）に基づき、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれがあることを確認し、又はその旨を判断することができなくなる時期を終期として設定するものとする。ただし、当該特定保守製品の主要部品と同様のものを使用している製品に関する科学的試験の結果算出された数値が存する場合には、当該数値及び部品の仕様又は素材その他の部品に関する資料に基づき合理的に算出された数値をもって試験結果数値に代えることができる。

二 点検期間 設計標準使用期間の終期前六月以上一年六月以内の期間のうちいずれかの時期を始期とし、設計標準使用期間の終期後六月以上一年六月以内の期間のうちいずれかの時期を終期として設定するものとする。

(特定保守製品への表示)

第六条 法第三十二条の六第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みやすい記載でなされなければならないが、かつ、容易に消えない方法（容易にはく離さない方法を含む。）で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の六第一項各号に規定する事項の全てを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由により当該特定保守製品への表示が適当でないと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。

2 法第三十二条の六第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、当該特定保守製品を識別するために付された文字、記号又は符号（以下「型番号等」という。）とする。

(特定保守製品への添付書面)

第七条 法第三十二条の六第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、及び理解することができるよう記載したものでなければならない。

2 特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場合には、これに法第三十二条の六第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代えることができる。この場合において、同項各号に掲げる事項は、容易に識別し、及び理解することができるよう記載されなければならない。

3 法第三十二条の六第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又は毀損しないような方法で添付されなければならない。

4 法第三十二条の六第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 当該特定保守製品の清掃その他日常的に行うべき保守の内容及びその方法
- 二 当該特定保守製品の使用条件又は使用頻度に係る実際の数値が算定の根拠となった数値よりも高い場合、当該特定保守製品が目的外の用途で使用された場合、標準的な使用環境と異なる環境で使用された場合その他経年劣化を特に進める事情が存する場合は、設計標準使用期間よりも早期に当該特定保守製品につき安全上支障を生ずるおそれが多い旨

(特定保守製品に添付する所有者票)

第八条 法第三十二条の六第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあつては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていない。

2 法第三十二条の六第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 法第三十二条の七第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 次条第二項各号に掲げる事項
- 三 特定保守製品取引事業者名を記載するための欄

(引渡時の説明に関する事項等)

第九条 法第三十二条の七第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

- 一 当該特定保守製品取引事業者に対して当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を賃貸することを約してこれを取得しようとする者
- 二 特定保守製品につき十分な知識を有しており、特定保守製品

の保守を的確に遂行することができる者に当該特定保守製品の管理（当該特定保守製品の付属する建物の居住部分の管理を含む。）を委託することとして、当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者

三 売買その他の取引に先立って当該特定保守製品取引事業者に当該特定保守製品を廃棄する旨を申し出て、当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者

四 建物に特定保守製品を付属させ、当該建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品を取得しようとする者（当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に譲渡することを目的として取得する場合を除く。）

五 特定保守製品の付属する建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者（当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に再度譲渡することを目的として取得する場合を除く。）

2 法第三十二条の七第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品の点検を行うことが求められている旨
- 二 特定保守製品の所有者は、法律上その変更がある場合を含め所有者情報を特定製造事業者等に提供することが求められている旨
- 三 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨

第四章 点検通知及び点検の実施

(点検通知)

第十条 法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2 法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 点検通知事項の通知は、消費生活用製品安全法に基づく通知である旨
- 二 当該特定保守製品の点検を求める場合の連絡先
- 三 当該特定保守製品の点検の料金の内訳と金額の目安
- 四 特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品の点検を行うことが求められている旨

3 法第三十二条の十四第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(目的外利用の例外)

第十一条 法第三十二条の十五第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法第五十七号）第十六条第三項各号に掲げる事由に該当する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って所有者情報を取り扱う場合

(点検の実施)

第十二条 法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検

期間の始期までの間とする。

- 2 法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第五章 点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項

第十三条 法第三十二条の二十に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 点検を行う事業所の配置 特定製造事業者等は、点検を行う事業所の配置に当たっては、地理的条件、交通事情、その製造又は輸入に係る特定保守製品の販売状況その他の条件を勘案して、点検の能率的な実施が確保されるよう適正に配置するものとし、各事業所において点検を行う技術者を確保するものとする。
- 二 点検の料金の設定 特定製造事業者等は、点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料その他の合理的根拠に基づき発生する費用の合計を点検の料金として設定するものとする。
- 三 点検の料金の公表 特定製造事業者等は、点検の料金の設定の基準を、カタログ、パンフレット、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法で公表するものとする。
- 四 点検の料金の告知 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検に先立って、点検の料金の内訳及び目安を伝えるものとする。
- 五 点検に必要な手引の作成 特定製造事業者等は、点検に必要な手引を別表第二の点検基準（以下単に「点検基準」という。）に基づき作成するものとし、当該手引が対象とする特定保守製品について、点検を行う技術者が点検基準に従った点検を行い、及び点検基準への適合性を客観的に判断することを可能とする事項を記載するものとする。
- 六 点検に必要な手引の管理 特定製造事業者等は、前号の点検に必要な手引を、点検を委託する場合における委託先事業者及び第三者機関に対して送付し、及びその保管を依頼するものとする。
- 七 整備に要する部品の保有 特定製造事業者等は、点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品については、点検の結果に応じた適切な整備が行われるよう、自らが製造し、又は輸入した特定保守製品の販売状況を勘案してその保有期間を定め、これを保有するものとする。
- 八 部品の保有状況に関する情報提供 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有状況を確認し、点検に先立って、その結果を伝えるものとする。
- 九 点検期間にあるものについての情報提供 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品のうち、点検期間にあるものの型番号等を、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法で提供するものとする。
- 十 技術的講習の実施 特定製造事業者等は、点検を行う技術者に対して点検に必要な技術的講習を定期的に行うものとし、点検を委託する場合にあっては、委託先事業者に対する点検に必要な講習の実施その他の点検に係る技術水準を確保するための方策を講ずるものとする。
- 十一 点検の結果の記録 特定製造事業者等は、点検を実施した場合においては、点検の結果を記録し、及びその記録を三年間を目安として一定期間保管するものとする。
- 十二 点検の結果の伝達 特定製造事業者等は、点検を実施した

場合においては、点検を求めた者に対して、点検の結果を適切な方法で伝えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

(特定保守製品に関する経過措置)

第二条 第十三条第五号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものへの適用については、「点検基準に基づき作成」を「点検基準に準じて作成」と、「点検基準に従った点検」を「点検基準に準じた点検」と読み替えるものとする。

2 第十三条第六号及び第七号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものについては、適用しない。

3 第十三条第九号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又は輸入されたものへの適用については、「点検期間にあるもの」を「点検期間に相当する期間にあるもの」と読み替えるものとする。

(点検通知に関する経過措置)

第三条 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十二第一項の規定に基づく通知を行う場合における第十条の規定の適用については、同条第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる事項」とする。

附 則（平成二二年一月一日経済産業省令第五五号）

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第十七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日経済産業省令第九二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月二十七日経済産業省令第六二号）

(施行期日)

1 この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和七年一月三十一日経済産業省令第六号）抄
（施行期日）

- 1 この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。
（経過措置）
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 様式第1（第3条第1項関係）（略）
様式第2（第3条第2項関係）（略）
様式第3（第3条第3項第1号関係）（略）
様式第4（第3条第3項第2号関係）（略）
様式第5（第3条第3項第3号関係）（略）
様式第6（第3条第3項第5号関係）（略）
様式第7（第3条第4項関係）（略）
様式第8（第3条第6項関係）（略）

別表第一（第四条関係）

- 一 石油給湯機
- 二 石油ふろがま

別表第二（第四条、第十二条、第十三条関係）

特定保守製品の区分	型式の区分		点検基準	
	要素	区分	点検項目	点検内容
石油給湯機	共通の事項	—	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。
			排気筒又は給排気筒の先端の設置状態	排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ていること。
			機器及び排気筒又は給排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。
			機器と排気筒又は給排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒又は給排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。
			燃焼状態	燃焼中に火災の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の燃焼に関する異常がないこと。
			機器の外観	(1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。
	給湯の方式	(1) 二缶二水路式のもの	空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れずに運転した場合、燃焼しないこと。
		(2) その他のもの	—	—
	加熱形態による種類	(1) 瞬間形のもの	点火装置及び消火装置の状態	(1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
		(2) その他のもの	—	—
	過熱防止装置	(1) サーミスター式のもの	過熱防止装置の状態	サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。
		(2) バイメタル式のもの	過熱防止装置の状態	バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。
	給排気の方法	(1) 強制給排気式のもの	給排気筒の状態	(1) 給排気筒が外れていないこと。 (2) 給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 (3) 給排気筒に変形又は損傷がないこと。 (4) 給排気筒の先端がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。
		(2) 屋外用開放式のもの	排気口の状態	排気口がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。

		(3) その他のもの	排気筒の状態	(1) 排気筒が外れていないこと。 (2) 排気筒に変形や損傷がないこと。 (3) 排気筒の先端がほこりその他の異物により閉塞していないこと。
石油ふろがま	共通の事項	—	排気筒先端の設置状態 (構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。)	排気筒先端が屋外に出ていること。
			機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除く。)がないこと。
			機器と排気筒の接続部の状態	(1) 機器と排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。
			耐震自動消火装置の状態	耐震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。
			空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れずに運転した場合、燃焼しないこと。
			機器の外観	(1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。
燃焼方式	(1) 圧力噴霧式のもの	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。	
	(2) その他のもの	—	—	
給排気の方法	(1) 屋外開放式のもの	排気口の状態	排気口が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。	
	(2) その他のもの	排気筒の状態	(1) 排気筒が機器から外れていないこと。 (2) 排気筒に変形又は損傷がないこと。 (3) 排気筒の先端が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。	

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

(昭和四十九年三月五日通商産業省令第十八号)

最終改正：令和七年一月三十一日経済産業省令第六号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令を次のように制定する。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基準及び販売の制限（第三条・第四条）
- 第三章 事業の届出等（第五条―第二十二号）
- 第四章 検査機関の登録（第二十三条―第二十七条）
- 第五章 国内登録検査機関（第二十八条―第三十二条）
- 第六章 外国登録検査機関（第三十三条―第三十七条）
- 第七章 雑則（第三十八条―第五十一条）
- 附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用)

第二条 この省令は、特定製品のうち令別表第一に掲げるもの及び令別表第二に掲げるものについて適用する。

第二章 基準及び販売の制限

(技術上の基準)

第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

(販売等に係る例外の届出等)

第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る特定製品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。

第三章 事業の届出等

(特定製品の区分)

第五条 法第六条の主務省令で定める特定製品の区分は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げるとおりとする。

(事業の届出)

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

(型式の区分)

第七条 法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

(承継の届出)

第八条 法第七条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第七条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて、届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面
- 二 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
- 三 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本
- 四 法第七条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第七条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書

(変更の届出)

第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

(廃止の届出)

第十一条 法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(届出事項に係る情報の提供)

第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 請求をしようとする情報の概要

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

(検査の方式等)

第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第十一条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行った特定製品の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

3 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十五条 法第十一条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十二条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかななければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(法第六条第四号の措置の基準)

第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

(証明書と同等なもの)

第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受け

た書面

二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの

(法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるもの)

第十八条 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法
- 二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(法第十二条第二項の主務省令で定める基準)

第二十条 法第十二条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第三の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの
- 二 別表第四の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

(証明書の記載事項)

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特別特定製品の型式の区分
- 四 特別特定製品の製造番号及び製造期間（法第十二条第一項第一号に係るものに限る。）
- 五 特別特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特別特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 六 検査の方法
- 七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨
- 八 証明書の交付年月日

(表示)

第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示
- 二 別表第五第一号、第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示

第四章 検査機関の登録

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器
- 四 ライター

(登録の申請)

第二十四条 法第十六条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法第十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 申請者が法第十八条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第二十五条 削除

第二十六条 削除

(登録の更新の手続)

第二十七条 法第十九条第一項の規定により、国内登録検査機関又は外国登録検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

第五章 国内登録検査機関

(事業所の変更の届出)

第二十八条 国内登録検査機関は、法第二十一条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第二十九条 国内登録検査機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十二による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十二条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第二十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- 八 適合性検査の方法に関する事項
- 九 他の事業者へ適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容
- 十 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第三十条 国内登録検査機関は、法第二十三条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十条の二 法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第三十一条 法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 適合性検査の申請を受けた年月日
- 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分
- 四 適合性検査を行った特別特定製品の品名並びに構造、材質及び性能の概要
- 五 適合性検査を行った年月日
- 六 適合性検査を実施した検査員の氏名
- 七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特別特定製品ごと及び法第十二条第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第二十八条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、記載の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第三十二条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十八条（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六章 外国登録検査機関

第三十三条 削除

(国内登録検査機関に係る規定の準用)

第三十四条 第二十八条から第三十二条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十八条中「法第二十一条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十一条」と、第二十九条中「法第二十二条」とあるのは「法第三十

条第二項において準用する法第二十二條」と、第三十條中「法第二十三條」とあるのは「法第三十條第二項において準用する法第二十三條」と、第三十一條中「法第二十八條」とあるのは「法第三十條第二項において準用する法第二十八條」と読み替えるものとする。

(旅費の額)

第三十五條 令第九條の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第三十六條 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第三十七條 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

- 2 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)第四條の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。
- 3 主務大臣が、旅費法第八條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。
- 4 機構が、旅費法第八條第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第七章 雑則

第三十八條 法第四十一條第五項の規定により機構の職員が同條第一項又は第二項の規定による立入検査をする場合及び同條第七項の規定により機構の職員が同條第三項の規定による立入検査をする場合における同條第十一項の証明書は、様式第十四によるものとする。

(聴聞の参考人)

第三十九條 聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

(聴聞の期日又は場所の変更)

第四十條 行政庁が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條第一項の通知をした場合(同條第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。
- 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時までに行政手続法第十七條第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時までに前條の求めを受諾している者に限る。)に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第四十一條 行政手続法第十七條第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第四十二條 行政手続法第十八條第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」と総称する。)は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

- 2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。
- 3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(行政手続法第十八條第一項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名及び変更)

第四十三條 行政手続法第十九條第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 行政庁は、行政手続法第十五條第一項の書面においては、同項各号列記の事項に加えて、聴聞の主宰者の氏名及び職名を教示しなければならない。
- 3 行政庁は、職権により、主宰者を変更することができる。
- 4 主宰者が行政手続法第十九條第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。
- 5 行政庁は、前二項の規定により主宰者を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時までに行政手続法第十七條第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時までに第三十九條の求めを受諾している者に限る。)に通知しなければならない。

(聴聞事務補助者)

第四十四條 主宰者は、聴聞事務補助者を指名し、聴聞の期日における審理にこれを出席させ、聴聞の主宰に関する事務を補助させることができる。

- 2 行政手続法第十九條第二項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。

(補佐人の出頭許可の手続)

第四十五條 行政手続法第二十條第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。た

だし、行政手続法第二十二條第二項（行政手続法第二十五條後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものと見なす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第四十六條 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述又は証拠書類等の提出を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他適当な措置を採ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第四十七條 行政庁は、行政手続法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するものとする。この場合において、行政庁は、当事者、参加人（その時まで行政手続法第十七條第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時まで第三十九條の求めを受諾している者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

- 2 前項前段の規定は、法令の規定により聴聞の期日における審理を公開とするものについて準用する。

（陳述書の提出の方法）

第四十八條 行政手続法第二十一條第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第四十九條 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

- 一 聴聞の件名
- 二 聴聞の期日及び場所
- 三 主宰者の氏名及び職名
- 四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項及び第三項において「当事者等」と総称する。）並びに参考人（行政庁の職員であるものを除く。）の氏名及び住所並びに参考人（行政庁の職員であるものに限る。）の氏名及び職名
- 五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については出頭しなかつたことについての正当な理由の有無
- 六 当事者等及び参考人の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）
- 七 証拠書類等の標目
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。
 - 一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

- 二 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見
- 三 前号の意見についての理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第五十條 行政手続法第二十四條第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（適合性検査についての申請）

第五十一條 法第五十一條第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第五十一條第四項において準用する同條第一項の規定による申請に準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年一月七日通商産業省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月七日通商産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月二五日通商産業省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、〇・一キログラム毎平方センチメートル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。）の項の改正規定並びに別表第六の改正規定については、公布の日から起算して一月を経過する日から施行する。

附 則（昭和五四年一月七日通商産業省令第一一三号）

この省令は、昭和五十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日通商産業省令第三二号）

この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表第一及び別表第六中金属製バット（野球用又はソフトボール用のものに限る。）の項の改正規定並びに別表第一及び別表第六中登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）の項の改正規定 昭和五十六年九月一日
- 二 別表第一及び別表第六中ローラスケート（前部及び後部にそれぞれ二個の車輪を並列に取り付けたものに限るものとし、くつが装着される部分の最大の長さが十八センチメートル未満のもので車輪にベアリングを用いていないものを除く。）の項の改正規定並びに別表第七の改正規定 昭和五十六年十二月一日

附 則（昭和五八年一月六日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月三〇日通商産業省令第三九号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月二八日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日通商産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年二月一五日通商産業省令第九号）

この省令は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日通商産業省令第二五号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四三号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月五日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一九日通商産業省令第五号）

- この省令は、平成三年四月一日から施行する。
- この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五八号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日農林水産省・通商産業省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月二六日通商産業省令第一九五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

（処分等の効力）

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成一二年一月一八日通商産業省令第三八六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年一月三一日経済産業省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の規定による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一の5. 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）の項の技術上の基準の欄中1（1）〇5の要件は、この省令の施行の日から三月間は、適用しない。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表第二の二の項の上欄に掲げる特別特定製品（以下「追加特別特定製品」という。）に係る認定検査機関が消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第二十二条第一項の届出（同項後段の変更の届出を含む。）をする場合における新省令第二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

2 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、追加特別特定製品に係る承認検査機関が法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第一項の届出（法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第一項後段の変更の届出を含む。）をする場合における新省令第三十四条において準用する新省令第二十九条第一項（新省令第三十四条において準用する新省令第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一一三号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年五月一日経済産業省令第一五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年七月二日経済産業省令第一八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月二六日経済産業省令第二四二号）

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第五十五条の次に一条を加える改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年五月一六日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。ただし、第二十三条第二号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日経済産業省令第一三〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日経済産業省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年四月五日経済産業省令第三六号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月二三日経済産業省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 届出事業者は、密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形ものを製造し、又は輸入する場合には、この省令の施行の日から一年間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄一（二）の規定を適用しないことができる。

2 密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のものについての新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から一年間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼防止装置を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼防止装置を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第三条 届出事業者は、開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形ものを製造し、又は輸入する場合には、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄一（三）〇4及び〇5の規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のものについての省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブであつて気密油タン

クを有するものを製造し、又は輸入する場合には、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十一（一）の規定は、適用しないことができる。

2 開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものについての省令別表第一の九、石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二（三）の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二（三）中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する場合にはその旨の表示又は給油時消火装置を有しない場合にはその旨及び給油時に消火をしないと火災に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

附 則（平成二二年五月一二日経済産業省令第二四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年五月十九日から施行する。

（経過措置）

第二条 届出事業者は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま又は乗車用ヘルメットを製造し、又は輸入する場合には、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の3、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの項及び4、乗車用ヘルメットの項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二二年一月一日経済産業省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、第二十三条第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の経済産業省関係特定製品の技術基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一月二〇日経済産業省令第八四号）

この省令は、平成二十四年十一月二十日から施行する。

附 則（平成二八年五月三十一日経済産業省令第七三号）

この省令は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

附 則（平成二九年四月二八日経済産業省令第四二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行後に製造され、又は輸入された乗車用ヘルメットに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表

第一の 2. 乗車用ヘルメットの項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成三〇年七月二日経済産業省令第三八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条第三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年十一月六日経済産業省令第八三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後に製造され、又は輸入された石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年六月一日経済産業省令第三〇号）

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十三号）の施行の日（令和五年六月十九日）から施行する。

附 則（令和七年一月三十一日経済産業省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における情報の提供に関する書面の提出については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式に

より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

様式第 1（第 4 条第 1 項、第 1 3 条関係）（略）

様式第 2（第 4 条第 2 項、第 1 3 条関係）（略）

様式第 3（第 6 条関係）（略）

様式第 4（第 8 条第 1 項関係）（略）

様式第 5（第 8 条第 2 項第 1 号関係）（略）

様式第 6（第 8 条第 2 項第 2 号関係）（略）

様式第 7（第 8 条第 2 項第 3 号関係）（略）

様式第 7 の 2（第 8 条第 2 項第 5 号関係）（略）

様式第 8（第 9 条関係）（略）

様式第 9（第 1 1 条関係）（略）

様式第 1 0（第 2 4 条、第 2 7 条関係）（略）

様式第 1 1（第 2 8 条、第 3 4 条関係）（略）

様式第 1 2（第 2 9 条第 1 項及び第 2 項、第 3 4 条関係）（略）

様式第 1 3（第 3 0 条、第 3 4 条関係）（略）

様式第 1 4（第 3 8 条関係）（略）

様式第 1 5（第 5 1 条関係）（略）

様式第 1 6（別表第 1 関係）（略）

様式第 1 7（別表第 1 関係）（略）

別表第 1 (第 3 条第 1 項、第 5 条、第 1 4 条第 1 項関係)

特定製品の区分	技術上の基準
<p>1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま</p>	<p>1 (1) 本体とふたの着脱は円滑であること。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力 (以下「内圧」という。) が 5. 0 キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>(3) 通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。</p> <p>2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が 5. 0 キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が 5. 0 キロパスカルのとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取つ手の先端部に 1 0 7. 9 ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせ方式が落としぶた方式のもの、重ねぶた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が 5. 0 キロパスカルのとき、1 0 7. 9 ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。</p> <p>3</p> <p>(1) 取つ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。</p> <p>(2) 片手式のものには補助取つ手がついていること。</p> <p>4 すわりは、良好であること。</p> <p>5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。</p> <p>6</p> <p>(1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。</p> <p>(2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。</p> <p>(3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。</p> <p>7</p> <p>(1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧 (以下「使用最高圧力」という。) は 1 4 7. 1 キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の 3 倍以下の内圧 (以下「安全装置作動圧力」という。) で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>9 安全装置作動圧力の 2 倍の内圧に 1 分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>1 0 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス 4 0 度以下であること。</p> <p>1 1</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標 (商標法 (昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号) 第 2 条第 5 項の登録商標をいう。以下同じ。) をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2</p> <p>(1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 3. 1 3 に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 6. 2 b) に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量 0. 1 2 5 リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット (以下「原付等用ヘルメット」という。) にあつては、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 6. 2 a) に適合すること。</p> <p>(3) 帽体の表面に固定されたスナッフその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることはないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>3</p> <p>(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。</p>

	<p>(4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。 なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。</p> <p>4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。</p> <p>6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用頭模型に接触しないこと。</p> <p>7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを頭模型から簡単に外すことができること。</p> <p>8 保持性(ロールオフ)試験を行つたとき、ヘルメットが頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>3. 乳幼児用ベッド</p>	<p>1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>2</p> <p>(1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</p> <p>(2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</p> <p>3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。</p> <p>5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>6 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。</p> <p>7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。</p> <p>8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。</p> <p>12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子のはずれ等の異状が生じないこと。</p> <p>15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16 床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>18 妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。</p> <p>19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>20 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 削除</p>
<p>4. 登山用ロープ</p>	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4</p>

	<p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p>	<p>1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が4.3e）時間基準3）を満たすものに限る。）であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3</p> <p>(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能（ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。）を有さないこと。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p> <p>4</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が4.3e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>
<p>6. 浴槽用温水循環器</p>	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p> <p>(1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおりの水を入れること。</p> <p>(2) 2(1)及び(2)の毛髪（以下「試験用毛髪」という。）は、50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径2.5ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとすること。</p> <p>(3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。</p> <p>(4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。</p> <p>2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたつて吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。</p> <p>(1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径2.5ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り</p>

	<p>付けた毛髪</p> <p>(2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)</p> <p>3</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
7. 石油給湯機	<p>1 日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO₂)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びb i)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。</p> <p>(4) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。</p> <p>5 直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ふろがま用熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(浴槽側)の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>6 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.3に定める振動試験を行ったとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内で消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>7 JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行ったとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができないものであること。</p> <p>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>10</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8. 石油ふろがま	<p>1 JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のf)及びb i)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p>

- (1) 浴槽内に水がないと点火できないこと。
- (2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端（強制循環式のものにあつては下部循環管下端）の水位に達してから10秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。
- 4 J I S 試験室において、J I S 試験通則 29. 1 及び 29. 2 に定める振動試験を行つたとき、周期 0. 3 秒、0. 5 秒及び 0. 7 秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の（1）又は（2）に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。
- (1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。
- (2) ポット式のものにあつては、10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、5分以内に消火し、かつ、J I S 試験通則 30. に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。
- 5 圧力噴霧式のものにあつては、J I S 試験室において、J I S 試験通則 52. に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。
- 6 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。
- 7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
- 8
- (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

<p>9. 石油ストーブ</p>	<p>(1) J I S 試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0.01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0.002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0.001以下であること。</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① 室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、J I S 試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO₂）が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。</p> <p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。</p> <p>(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① J I S 試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO₂）が0.003を超えないこと。</p> <p>② J I S 試験通則44.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行ったとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。</p> <p>③ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能を有すること。</p> <p>⑤ 再点火防止機能を有すること。</p>
	<p>2 密閉燃焼式のものにあつては、J I S 試験室において、J I S 試験通則50.に定める排気筒外れによる安全性試験を行ったとき、排気筒が外れてから30秒以内に灯油を遮断し、遮断後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。</p> <p>3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどが無いこと。</p> <p>(2) 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。</p> <p>(3) 燃焼用二次空気管の材質は日本産業規格S2031(2009)密閉式石油ストーブの表5—材料に定める金属であること。</p> <p>4 J I S 試験室において、J I S 試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面の木台の表面温度が45度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(4) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。</p> <p>(5) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>(6) 強制対流形のものにあつては、温風温度が80度以下であること。</p> <p>(7) 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が150度以下であること。</p> <p>5 開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、J I S 試験室において、J I S 試験通則8.に定めるしん調節器最大燃焼試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) すずを伴う煙が生じないこと。</p> <p>(2) 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。</p> <p>6 開放燃焼式のものにあつては、J I S 試験通則13.3に定める転倒消火試験を行ったとき、10秒以内で消火すること。</p> <p>7 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、J I S 試験通則15.1に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、次の条件に適合すること。</p>

	<p>(1) 過熱防止装置が作動し、20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。</p> <p>(2) 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。</p> <p>(3) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。</p> <p>8 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則16. に定める耐半閉そく性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 過熱防止装置が作動したときは、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガーゼ表面）は180度を超えないこと。</p> <p>(2) ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>9 JIS試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が20度±5度）において、JIS試験通則29. 1及び29. 2に定める振動試験を行つたとき、周期0. 3秒、0. 5秒及び0. 7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の（1）又は（2）に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。</p> <p>(2) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火し、かつ、JIS試験通則30. に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。</p> <p>10 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則52. に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>11 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで灯油を入れ、機器を点火してから30分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内に消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。</p> <p>(2) 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。</p> <p>(3) JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを揚げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、5分経過した後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のにじみがないこと。</p> <p>(4) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が20センチメートル±1センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取っ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するように落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。</p> <p>12 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</p> <p>13 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>14</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>10.ライター</p>	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。</p> <p>7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。</p> <p>8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。</p> <p>9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p> <p>10 耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>11 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>15 耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p>

	<p>1 6</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用後、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
1 1. 磁石製娯楽用品	<p>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</p> <p>2</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨</p> <p>② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨</p> <p>③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨</p>
1 2. 吸水性合成樹脂製玩具	<p>1 吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。</p> <p>2</p> <p>(1) 届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>① 満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨</p> <p>② 満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨</p> <p>③ 子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨</p>
1 3. 乳幼児用玩具	<p>1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。</p> <p>2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。</p> <p>3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。</p> <p>4</p> <p>(1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。</p> <p>(2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。</p> <p>(3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。</p> <p>(4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。</p> <p>(5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。</p> <p>5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。</p> <p>6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。</p> <p>7</p> <p>(1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。</p> <p>(2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。</p> <p>8 音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。</p> <p>9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。</p> <p>10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p>

別表第一の二（第三条第二項関係）

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。
- 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

別表第 2 （第 7 条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
	容量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねぶた方式のもの (3) 落としぶた方式のもの (4) その他のもの
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの

2. 乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0. 1 2 5リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの (2) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークオーターズ形のもの (3) オープンフェース形のもの (4) フルフェース形のもの
	帽体の材質	(1) 強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネイト製のもの (4) その他のもの
	衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの
	保持装置の材質	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの (2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの
	サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570ミリメートル未満のもの (2) 内装クッションの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの (3) 内装クッションの内周長が620ミリメートル以上のもの
3. 乳幼児用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの
	床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
	前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
	キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの
4. 登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの (2) よりのもの (3) その他のもの
	材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの (5) 12打ちのもの

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 14 打ちのもの (7) 16 打ちのもの (8) 18 打ちのもの (9) 20 打ちのもの (10) 22 打ちのもの (11) 24 打ちのもの (12) 26 打ちのもの (13) 28 打ちのもの (14) 30 打ちのもの (15) 32 打ちのもの (16) 34 打ちのもの (17) 36 打ちのもの (18) 38 打ちのもの (19) 40 打ち以上のもの
	呼び径	<ul style="list-style-type: none"> (1) 8. 25 ミリメートル未満のもの (2) 8. 25 ミリメートル以上 8. 75 ミリメートル未満のもの (3) 8. 75 ミリメートル以上 9. 25 ミリメートル未満のもの (4) 9. 25 ミリメートル以上 9. 75 ミリメートル未満のもの (5) 9. 75 ミリメートル以上 10. 25 ミリメートル未満のもの (6) 10. 25 ミリメートル以上 10. 75 ミリメートル未満のもの (7) 10. 75 ミリメートル以上 11. 25 ミリメートル未満のもの (8) 11. 25 ミリメートル以上 11. 75 ミリメートル未満のもの (9) 11. 75 ミリメートル以上のもの
5. 携帯用レーザー応用装置	種類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの (2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの (3) その他のもの
	形状	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの (2) その他のもの
	全長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 8センチメートル未満のもの (2) 8センチメートル以上のもの
	レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能	<ul style="list-style-type: none"> (1) あるもの (2) ないもの
	放出状態維持機能	<ul style="list-style-type: none"> (1) あるもの (2) ないもの
	レーザー光の種類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 持続波のもの (2) パルスのもの
	レーザー光の色	<ul style="list-style-type: none"> (1) 赤色のもの (2) その他のもの
	表示する文字又は図形	<ul style="list-style-type: none"> (1) フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの (2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの (3) 点のみを表示できるもの (4) その他のもの
6. 浴槽用温水循環器	吸入口	<ul style="list-style-type: none"> (1) 浴槽に吸入口があるもの (2) 浴槽に吸入口がないもの
	吸入口と噴出口の構造	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一体のもの (2) その他のもの
	吸入口一口当たりの最大吸入能力	<ul style="list-style-type: none"> (1) 25 リットル毎分未満のもの (2) 25 リットル毎分以上 50 リットル毎分未満のもの (3) 50 リットル毎分以上 75 リットル毎分未満のもの (4) 75 リットル毎分以上 100 リットル毎分未満のもの (5) 100 リットル毎分以上のもの

	カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの (2) 工具によらなければ取り外せないもの (3) 工具によらなくとも取り外しができるもの (4) カバーがないもの
	カバーの形状(カバーのあるものに限る。)	(1) 多孔状のもの (2) スリット状のもの (3) メッシュ状のもの (4) スリットとメッシュを複合したもの (5) プレートに間座を設けて取り付けしたもの (6) その他のもの
	カバーを取り外した時の運転停止機能(カバーのあるものに限る。)	(1) あるもの (2) ないもの
7. 石油給湯機	種類	(1) 給湯専用のもの (2) 給湯用及びふろがま用のもの (3) その他のもの
	熱交換器の保護	(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないもの (2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火するもの (3) その他のもの
	直接加熱するふろがま用熱交換器	(1) あるもの (2) ないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のもの (2) その他のもの
8. 石油ふろがま	燃焼方式	(1) ポット式のもの (2) 圧力噴霧式のもの (3) その他のもの
	給排気方式	(1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの
	循環方式	(1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの
9. 石油ストーブ	給排気方式	(1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの
	用途別方式	(1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの
	灯油の消費量(開放燃焼式で強制通気形のものに限る。)	(1) 7キロワットを超えるもの (2) 7キロワット以下のもの
	機器下面と置台又は床面の間隔の設計(密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものに限る。)	(1) 間隔を設けるように設計されたもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの
	燃焼方式	(1) しん式のもの (2) ポット式のもの

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの
10.ライター	種類	<ul style="list-style-type: none"> (1) たばこ用のもの (2) その他のもの
	燃焼方式	<ul style="list-style-type: none"> (1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの
	点火方式	<ul style="list-style-type: none"> (1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
	火炎の高さ調整機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充電	<ul style="list-style-type: none"> (1) できるもの (2) できないもの
11.磁石製娯楽用品	磁石の材質	<ul style="list-style-type: none"> (1) ネオジムを含有することで磁束密度を高めたもの (2) その他のもの
	磁石製娯楽用品の構成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 磁石のみもの（磁石を使用する部品から容易に外れる構造となっているものを含む。） (2) 磁石を使用する部品のみもの (3) その他のもの
	磁石及び磁石を使用する部品の形状	<ul style="list-style-type: none"> (1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	磁極の表面積の最大値	<ul style="list-style-type: none"> (1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの
	磁極の表面積の最小値	<ul style="list-style-type: none"> (1) 30平方ミリメートル未満のもの (2) 30平方ミリメートル以上400平方ミリメートル未満のもの (3) 400平方ミリメートル以上のもの
12.吸水性合成樹脂製玩具	吸水前の形状	<ul style="list-style-type: none"> (1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	吸水前の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの
	吸水後の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの
13.乳幼児用玩具	種類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主として触るもの (2) 主として体を支えるもの (3) その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 含むもの (2) その他のもの
	磁石・磁性部品	<ul style="list-style-type: none"> (1) 含むもの (2) その他のもの
	音を発する構造	<ul style="list-style-type: none"> (1) 含むもの (2) その他のもの
	熱源	<ul style="list-style-type: none"> (1) 含むもの

	(2) その他のもの
--	------------

別表第2の2 (第21条の2第1項関係)

特定製品の区分 (子供用特定製品に係るものに限る。)	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
1. 乳幼児用ベッド	全てのもの	一 使用に適した年齢 二 止め金具又はねじ類の取付けが確実であることを点検する旨 三 前枠、後枠及び妻枠で囲まれた面との間に隙間がないマットレス、敷布団等を使用する旨 四 乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになる前に足場となる物をベッドの中に入れない旨 五 マットレス、敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがないようにする旨
	支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ているもの	支柱に乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かることがないようにする旨
	前枠が開閉式又はスライド式のもの	使用後は、前枠を所定の位置に戻す旨
	床板の位置を変更できるもの	周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになった乳幼児の睡眠又は保育に使用する場合にあつては、床板を最低の位置に置いて使用する旨
2. 乳幼児用玩具	全てのもの	一 使用に適した年齢 二 保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(引つ張り玩具を除く。)であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
	揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二 つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら取り外す旨
ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨	

別表第 3 (第 20 条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	鋼製直尺 (目盛の精度が 1 ミリメートル以上で、1メートルまで測定することができるもの) 並びに直径が 5 ミリメートル、25 ミリメートル及び 85 ミリメートルの通りゲージ及びノギス (100 ミリメートルまで測定ができるもの) を備えていること。
	荷重試験設備	15 キログラム、20 キログラム及び 30 キログラムのおもり又はばねばかり (目盛の精度が 4.9 ニュートン以上で、294.2 ニュートンまで測定することができるもの) を備えていること。
	繰り返し落下衝撃試験設備	ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。
	側方荷重試験設備	側方荷重試験装置 (左右妻枠の上さんの外側面に 294.2 ニュートン以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの) 及びばねばかり等 (測定精度が 4.9 ニュートン以上で、294.2 ニュートンまで測定することができるもの) を備えていること。
	衝撃試験設備	衝撃試験装置 (砂袋を上さんの上方 1メートルの高さからつるし、上さんに 50 センチメートル離れた位置から衝撃を加えることができるもの) 及び 10 キログラムの砂袋 (直径約 20 センチメートルのもの) を備えていること。
2. 携帯用レーザー応用装置	電圧試験設備	電圧計 (測定精度が 1 ミリボルト以上で、10 ボルトまで測定することができるもの) を備えていること。
	波長試験設備	波長測定装置 (波長計 (レーザー光の種類がパルスのものである場合にあっては分光計) であつて、測定精度が 1 ナノメートル以上で、かつ、400 ナノメートル以上 700 ナノメートル以下の波長を測定することができるもの) を備えていること。
	光パワー試験設備	光パワーメータ (400 ナノメートル以上 700 ナノメートル以下の波長を測定することができるものであつて、測定精度が 10 ナンワット以上で、かつ、10 ミリワットまで測定することができるもの。ただし、レーザー光の種類がパルスのものである場合にあっては、パルスの周波数に相当する感度を有しているもの。) を備えていること。
3. 浴槽用温水循環器	引張試験設備	引張試験機 (測定した最大値を保持又は記録することができるものであつて、目盛りの精度が 0.1 ニュートン以上で、30 ニュートンまで測定できるもの) 及び毛髪 (50 グラム及び 180 グラムの人間の毛髪を、直径 2.5 ミリメートルで長さ 300 ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは 400 ミリメートルとしたもの)。
4. ライター	火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	荷重試験装置 (測定精度がフルスケールの ±0.2 パーセント以下で、100 ニュートンまで測定できるもの) を備えていること。
	火炎の高さ測定設備	測定台 (5 ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置) を備えていること。
	恒温設備	恒温装置 (恒温室又は恒温槽であつて、零下 10 度 ± 2 度、23 度 ± 2 度、40 度 ± 2 度及び 65 度 ± 2 度の温度を維持することが可能なもの) を備え、40 度 ± 2 度及び 65 度 ± 2 度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。
	消火時間測定設備	時計 (測定精度が 0.1 秒以上のもの) を備えていること。
	質量測定設備	質量計 (測定精度が 0.1 ミリグラム以上で、0.2 キログラムまで測定することができるもの) を備えていること。
	燃料試験設備	ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。

落下試験設備	コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル±0.1メートルまで測定 することができるもの）を備えていること。
内圧試験設備	加圧試験機（3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであって、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。
エッジ判定試験設備	シャープエッジ試験装置（手等を傷つけるおそれのある鋭いエッジを測定することができるもの）を備えていること。

別表第 4 （第 20 条関係）

品質管理に関する事項	基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

別表第 5 （第 21 条の 2 第 2 項、第 22 条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。
7	石油給湯機	石油給湯機の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
10	ライター	ライターの外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
11	磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

別表第 6 （第 22 条関係） イメージ形式のため省略

別表第 7 （第 22 条関係） イメージ形式のため省略

別表第 8 （第 22 条関係） イメージ形式のため省略

別表第 9 （第 22 条関係） イメージ形式のため省略